

2025.04.01

ESG リスクトピックス <2025 年度第 1 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<気候変動>

○有報サステナ開示 SSBJ 基準が確定、GHG 排出量の算定期間は決算期と同じに

（参考情報：2025 年 3 月 5 日付 SSBJ HP https://www.ssbj-j.jp/ssbj_standards/2025-0305.html）

有価証券報告書でサステナビリティ情報を開示する際の国内基準（SSBJ 基準）が確定した。同基準の開発に当たったサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が 3 月 5 日公表した。2024 年 3 月に公表した公開草案に寄せられたコメントを検討し、基準を最終化した。公開草案からの代表的な変更点としては、募集したコメントで賛否が分かれていた温室効果ガス（GHG）排出量の算定期間を、国際的なサステナビリティ開示基準（ISSB 基準）と同様に、報告する企業の決算期と一致させることで決まった。

基準の確定に当たっては、ISSB 基準との整合を図ることを基本方針に設定。委員会内での審議の結果、ISSB 基準との比較可能性を重視して SSBJ 基準固有の規定が削減された。

GHG 排出量の算定期間は、その中でも特に注目されていた。当初の公開草案は、地球温暖化対策推進法（温対法）に基づき報告した GHG 排出量を開示することを認めていた。しかし、同法が定める対象期間が、企業の会計年度と一致しないケースが議論になっていた。SSBJ の説明では、24 年 3 月の公開草案の時点では、開示に伴う企業の負担を抑える点を評価し、温対法のデータの開示を認める意見が委員会内で優勢だった。しかし、公開草案公表後のコメントで、投資家や監査法人などを中心に、算定期間と会計年度がズレることによって事業とのつながりなどが希薄になり、情報の有用性が低下することへの懸念の声が多く寄せられた。そこで、SSBJ は同年 11 月、算定期間と会計年度を一致させるよう合理的な調整を求める内容に公開草案を変更し、再度コメントを募集。寄せられたコメントを検討し、変更後の内容で確定した。ISSB 基準との整合や読み手にとっての情報の有用性を重視したのが理由。一方で、企業の負担を軽減可能な見積り方法も認めた。

このほか、公開草案では、GHG 排出量をスコープ 1・2・3 の区分に分けた開示とともに、これらの合計値の開示も求めていたが、確定版では ISSB 基準との整合などを優先し要求事項から削除した。

SSBJ は、同基準を解説したハンドブックを公表する予定。公開草案に寄せられたコメントからニーズのより高いトピックスから順次掲載するという。

SSBJ 基準の適用時期は、金融庁金融審議会の WG で、最短で 27 年 3 月期からの適用とするスケジュール案が示されている。

<サステナビリティ開示>

○欧州サステナ開示規制の適用対象・内容を大幅緩和へ、欧州委が法案公表

（参考情報：2025 年 2 月 26 日付 欧州委員会 HP

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_614）

欧州委員会は 2 月 26 日、サステナビリティに関する開示や人権・環境デューデリジェンスを企業に求める制度の適用対象や内容を大幅に緩和する法案を発表した。対象は、企業持続可能性報告指令

(CSRD) や企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD)、タクソノミー規則、炭素国境調整メカニズム (CBAM) 規則など。EU 理事会および欧州議会が今後、同法案を審議するが、最終化のスケジュールは未定だ。

CSRD は適用対象企業の範囲を見直し、すでに適用が始まっている EU 企業については、大企業と全上場企業で総資産残高 2,500 万ユーロ超または純売上高 5,000 万ユーロ超の基準は維持しつつ、従業員数の基準が 500 人未満から 1,000 人未満に引き上げた。一方、域外適用の基準も EU 域内の純売上高 4 億 5,000 万ユーロに引き上げた。その結果、適用対象の企業数は 2 割程度に減る見込みだ。加えて、適用が始まっていない企業（その他上場企業など）は、適用開始が 28 年（27 年会計年度分）に延期された。なお、域外企業は、現行通り、29 年（28 年会計年度分）からの適用になる。

開示を求めるデータの種類も大幅に削減し、セクター別開示項目の策定も見送りが明確になった。

また、適用対象企業が膨大な情報提供を求めるなどサプライヤーの対応負担が過剰になる懸念が出されていたのを受け、従業員 1,000 人以下の企業から所定の基準 (VSME) を超える情報の取得を制限した。

その他、第三者による保証も、将来的に導入予定だった合理的保証への移行は見送り、当面は現行の限定的保証にとどめた。

	CSRD	CSDDD	今回法案
適用対象企業 (EU 域内)	大企業 (総資産残高 2,500 万ユーロ超、または純売上高 5,000 万ユーロ超) とすべての上場企業	従業員 1,000 人超で、全世界での純売上高 4 億 5,000 万ユーロ超の企業	従業員 1,000 人超の大企業 (総資産残高 2,500 万ユーロ超、または純売上高 5,000 万ユーロ超) に限定
適用対象企業 (EU 域外)	EU 域内での純売上高 1 億 5,000 万ユーロ (EU 域内支店で純売上高 4,000 万ユーロ)	EU 域内での年間純売上 4 億 5,000 万ユーロ超	EU 域内での純売上高 4 億 5,000 万ユーロ (EU 域内支店で純売上高 5,000 万ユーロ)
適用時期 (EU 域内)	- 従業員 500 人超の大企業：24 年以降開始の会計年度 - 大企業：25 年以降開始の会計年度 - その他上場企業：26 年以降開始の会計年度	- 従業員 5,000 人超かつ全世界純売上 15 億ユーロ超の企業：27 年 7 月 - 従業員 3,000 人超かつ全世界純売上高 9 億ユーロ超の企業：28 年 7 月 - 従業員 1,000 人超かつ全世界純売上 4 億 5,000 万ユーロ超の企業：29 年 7 月	従業員 1,000 人超の大企業：27 年以降開始の会計年度
適用時期 (EU 域外)	28 年以降開始の会計年度	EU 域内売上高 15 億ユーロ超：27 年 7 月 9 億ユーロ超：28 年 7 月 4 億 5,000 ユーロ超：29 年 7 月	28 年以降開始の会計年度
バリューチェーン	従業員 1,000 人以下であるバリューチェーン内の企業からの一定の基準を超える情報の取得を制限	- 実施対象：自社、子会社、直接取引先・間接取引先を含むバリューチェーン上のビジネスパートナー - 実施頻度：1 年ごと	- 実施対象：自社、子会社、ビジネスパートナーは直接取引先に限定。間接取引先については、負の影響に関する信ぴょう性の高い情報がある場合のみ。 - 実施頻度：5 年ごと - 人権・環境デューデリジェンスのベストプラクティス等を含む実践的なガイドラインを 26 年 7 月までに提供
第三者保証	限定的保証 ※将来的により保証水準の高い合理的保証へ移行	—	限定的な保証にとどめ、合理的な保証への移行は見送る

<気候変動・エネルギー政策>

○第7次エネルギー基本計画を閣議決定 脱炭素電源の最大活用を目指す

(参考情報：2025年2月18日付 経済産業省 HP)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)

2025年2月18日、政府は第7次エネルギー基本計画（以下、第7次計画）を閣議決定した。2021年10月に策定された第6次計画から日本を取り巻くエネルギー情勢が大きく変化したことを踏まえつつ、2040年度までに温室効果ガス（GHG）を2013年度比で73%削減するという日本政府の目標（Nationally Determined Contribution（NDC））*とも整合した内容となっている。

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すことを目的に、「エネルギー政策基本法」に基づき政府が策定する計画である。少なくとも3年ごとに検討を加えて必要に応じて変更し、閣議決定を求めるよう定められている。このたび閣議決定された第7次計画は2024年5月から検討が進められており、12月に原案を提示、パブリックコメントを踏まえ閣議決定された。

第7次計画では以下のとおり、2040年までの方向性が示されている。

- 今後は電力需要の増加が見込まれており、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが焦点となる
- エネルギーの安定供給と脱炭素を両立するため、再生可能エネルギーを主力電源として最大限活用しつつ、特定のエネルギー源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指す
- 徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換と同時に、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する
- エネルギー政策の要諦である「安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性（S+3E）」の原則に基づきつつ、経済合理的な対策から優先して取り組むことが不可欠

上述のとおり、第7次計画では脱炭素電源の活用が強調されている。特に再生可能エネルギーは主力電源化を徹底することが明記されており、長期安定電源化に向けて電力系統の整備も含めた大規模かつ長期的な投資と、これに必要な資金の安定確保に向けたファイナンス環境の整備の必要性が述べられている。なお、第7次計画中では原子力発電も必要な規模を持続的に活用するとしており、再生可能エネルギーとの二項対立ではなく、原子力も含めた脱炭素電源化が進められる見込みである。このほか、第7次計画では水素・アンモニア等の次世代エネルギー活用に向けた企業の設備投資の促進や、非化石エネルギーへの転換が困難な分野における炭素回収・貯留（CCUS）に対する支援制度の検討、再生可能エネルギーや電化に必要な重要鉱物の供給源の多角化などが示されている。

同じく2025年2月18日には次期NDCを含む地球温暖化対策計画も閣議決定された。日本の次期NDCは当初の政府案**のとおり、GHG排出量を2035年までに60%削減、2040年までに73%削減（いずれも2013年比）となっており、エネルギー分野における脱炭素電源の拡充はNDC達成のカギとなる。

政府の削減目標が更新されたことに伴い、各企業が過去にTCFD等に基づいて実施した気候シナリオ分析の前提条件が変わると考えられ、必要に応じてシナリオ分析や気候移行計画の見直しを行うことが推奨される。

また、再生可能エネルギーは自然関連リスクの懸念もある。例えば山林を切り開いたメガソーラーの場合、動植物の生息環境のかく乱や土壌流出の増加、水源涵養量の減少、斜面災害等の増加を引き起こす可能性があり、これらに起因する評判の悪化や操業コストの増大は企業にとって注意すべき自然関連リスクになりうる。気候と自然の統合（Climate-Nature Nexus）の考え方に基づいて、再生可能エネルギーへの投資や導入を検討していく姿勢が求められる。

* 国連気候変動枠組条約事務局 <https://unfccc.int/NDCREG>

** ESG リスクトピックス「GHG 削減目標 2035 年までに 60%削減 ―日本政府、次期 NDC 案―」参照
<https://rm-navi.com/search/item/1994>

<自然資本>

OTNFD、新たな能力開発ツールを企業担当者と訓練提供者向けに発表

― 自然関連スキルの向上をサポート ―

(参考情報：2025 年 2 月 18 日付 TNFD HP：<https://tnfd.global/tnfd-launches-new-capacity-building-platform-to-scale-market-confidence-and-capabilities-on-nature-related-issues/>)

2025 年 2 月 18 日、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は自然関連課題に対応する企業等の能力向上を求める市場の声に応じ、2 つの新たな能力開発ツールを発表した。これらのツールは企業の担当者および訓練提供者に対して、自然関連課題に効果的に対応するための知識とスキルを提供することを目的としている。すべての資料は TNFD の公式ウェブサイトから無料で入手可能であり、現時点では英語のみで提供されている。

<2 つの能力開発ツールの概要>

1. Learning Lab

企業の担当者や個人が自身のペースで学習できるオンラインツール。無料でアカウントを作成すれば、9 つのテーマに基づく教材にアクセス可能である。ビデオ、ケーススタディ、ウェビナー、インタラクティブコンテンツ等、多様な学習手法を通じて、基本的な環境リスクの概念から、具体的なリスク管理手法まで幅広く学ぶことが出来る。進捗はアカウントに紐づいて確認でき、今後も新たなコンテンツが追加される予定である。

2. Trainer Portal

組織内外の研修で活用できる訓練提供者向けの資料ツール。PDF および PowerPoint 形式で提供され、カスタマイズ可能な内容となっている。ケンブリッジ大学と共同開発されたこの資料は、プレゼンテーション教材や指導ガイド、演習教材を含み、異なる対象者や地域、セクターに合わせて調整が可能である。現在は、実務者、管理職、取締役向けに推奨される教材がそれぞれ用意されている。

TNFD の新ツールの導入により、企業は多くのメリットを享受することができると期待される。まず自然関連リスクを体系的に学ぶことにより、企業は自社にとって重要なリスクを特定し、適切に管理する能力を向上させることができる。これにより予測されるリスクへの対応策を事前に講じることが可能となり、リスクマネジメントの強化につながる。また、環境への負のインパクトを最小限に抑えるための戦略を策定することで、持続可能なビジネスモデルの構築が支援され、長期的な視点での企業の成長と社会的責任を両立させることができる。さらに、環境リスクに対する適切な対応をステークホルダーに開示することで、投資家や他の利害関係者からの信頼を高めることができる。こうした信頼の獲得は、企業の評判を向上させ、将来的な投資を呼び込む助けとなるだろう。このように TNFD のツールは企業のリスク管理や持続可能性の向上、そしてステークホルダーからの信頼向上に寄与する重要な役割を果たすと考えられる。

また、今回の発表を受けて、持続可能な証券取引所イニシアチブ（SSEI）は、上場企業や金融機関の TNFD 開示を促進するため研修資料を用いたプログラムを提供し、取引所と発行体の意識を高めていく方針を示している。

企業はこれらのツールを活用し、TNFD に基づいた自然関連課題のマネジメントを強化することが求められている。

<データ管理>

○経産省、産業データの越境・国際流通に係るデータ管理の指針示す

(参考情報：2025年1月27日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250127001/20250127001-1.pdf>)

経済産業省は2025年1月、「産業データの越境データ管理等に関するマニュアル」を発行した。本マニュアルは、企業における安全・安心な形でデータ共有・利活用を実現し、付加価値の創出を促進することを目的として、企業における産業データの越境・国際流通に係るデータ管理の指針を示すものである。

IoTやDXの普及、サプライチェーン透明化の要請等を背景とした企業における国際的なデータ共有・利活用の拡大に伴い、各国・地域においてデータに関する法整備も進められている。それらの中には、産業データの越境移転の制限や政府が産業データにアクセスすることを可能とする規則も存在している。

本マニュアルでは、これらの規制によって企業が抱える「他国・地域に保管しているデータに自由にアクセス・管理できない」「重要なデータ（機密性・権利）が守れない」「データが信頼できない」といったリスクを対象とした上で、①リスクの可視化、②リスクの評価、③打ち手の実施という3ステップに沿って、リスクに対する具体的な対応方法例を示している。また、関連ガイドラインの内容も参照し、取りまとめたものになっているため、実務面で参考になるものである。

マニュアル記載の概要は下記のとおりである。

項目	概要
対象データ	データが国際的に共有・利活用される場面において取り扱われ得る産業データ全般で、パーソナルデータと非パーソナルデータを指す。それぞれの定義は以下のとおり。 ➤ パーソナルデータは、個人情報、仮名・匿名個人情報等、個人情報保護法の保護対象となるデータ ➤ 非パーソナルデータは、安全保障関連データや営業データ、技術データ等、パーソナルデータに該当しないデータ
リスクの可視化	可視化にあたっての具体的な対応は以下のとおり。 ➤ 想定するデータの共有・利活用において、関連するステークホルダーおよびデータとその所在を整理する ➤ 何のデータが、ライフサイクルのどの段階で、誰から誰に、どのような手段で共有されるかを整理する ➤ データのロケーション、データの内容、データライフサイクルを踏まえ、「他国・地域に保管しているデータに自由にアクセス・管理できない」「重要データが守れない」等、想定されるリスクシナリオを整理する
リスクの評価	評価にあたっての具体的な対応は以下のとおり。 ➤ 可視化したリスクについて、対象となるデータやリスクの発生プロセスを確認する ➤ 自社にとっての影響の大きさを評価し、対応の優先度を決める
打ち手の実施	モニタリング、リスク発生に備えた事前対応、リスク発生後の適切な事後対応が求められる。それぞれの例は以下のとおり。 ➤ モニタリングは「リスク発生の疑い・予兆の把握」「リスク発生の有無の把握」を行う ・ 自社や取引先のセキュリティ状況の把握 ・ インシデント発生件数の把握 ➤ 事前対応は「リスク発生確率の低減・予防」「発生時のインパクトの低減」を行う

	- 従業員や取引先と秘密保持に関する契約の締結 - システムごとにアクセス制限・制御の設定 ➤ 事後対応は「保護措置、責任追及」「再発の防止」を行う - 顧客、取引先等の主要ステークホルダーに対して通知・説明 - 取引先へのデータ提供範囲・方法の見直しや、契約の見直し
--	--

(経済産業省「産業データの越境データ管理等に関するマニュアル」を基に当社にて作成)

産業データに関する議論や越境データ管理に焦点を当てた議論は始まったばかりであり、今後さらに、生じ得るリスクや具体的な対策の検討が蓄積されていくことが見込まれる。企業は、本マニュアルや関連ガイドラインを活用しつつ、今後も継続的に本分野における議論の動向をウォッチし、適宜しかるべき対策を検討していくことが求められる。

<サイバーセキュリティ>

○中小企業の情報セキュリティ体制、未だ不十分 IPA が調査結果公表

(参考情報：2025 年 2 月 14 日付 IPA「2024 年度中小企業等実態調査結果」速報版

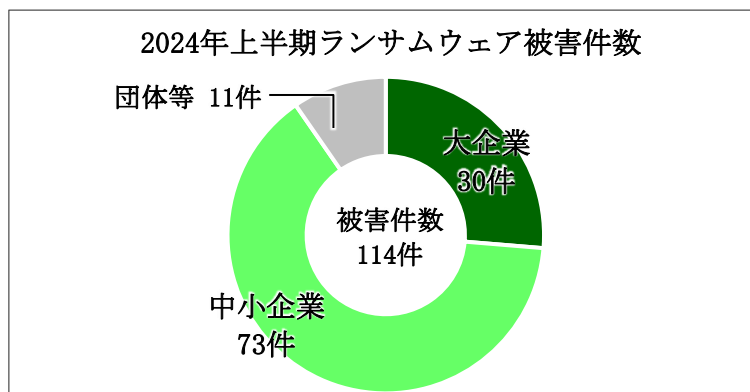
<https://www.ipa.go.jp/pressrelease/2024/press20250214.html>)

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は 2 月 14 日、全国の中小企業 4,191 社を対象に実施したウェブアンケートの調査結果を公表、中小企業における情報セキュリティ体制の構築が依然として未成熟であることが明らかになった。

本調査結果によると、中小企業の約 70%が「情報セキュリティ対策を組織的に行っていない」と回答。また、直近 3 年間の情報セキュリティ対策への投資について「投資していない」（約 60%）、「100 万円未満」（約 20%）という回答が多く、セキュリティ投資が進まない実状が浮き彫りになった。投資が進まない理由としては、「必要性を感じていない」（約 45%）、「費用対効果が見えない」（約 25%）、「コストがかかりすぎる」（約 20%）が挙げられている。

一方、サイバー攻撃を受けた中小企業の被害額は平均 73 万円、最大で 1 億円に達し、復旧期間は平均 5.8 日、最長で 360 日を要した。特に「取引先に影響があった」（約 70%）との回答が多く、「攻撃は取引先やグループ会社等を経由して侵入」（約 20%）のケースもあるなど、サイバー攻撃の被害は自社だけに留まらないことが指摘されている。

報道では大企業の被害が注目されがちだが、警察庁公表の 2024 年上半期におけるランサムウェアの被害件数では、中小企業が大企業の倍以上と深刻な状況にあり、中小企業における情報セキュリティ対策の強化が急務とされる。



(警察庁「令和 6 年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を参考に当社にて作成

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R6kami/R06_kami_cyber_jousei.pdf)

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（危機管理・サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2025

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

